



地球環境と金融機関

主任研究員 古屋 力

今年7月6日に「赤道原則(Equator Principle)(注1)」の改訂版が公表された。これは、インフラや資源開発などのプロジェクト向けの融資に関わるイニシアティブで、これに署名している金融機関は、融資実行前に環境・社会影響評価を行い、基準にあわないプロジェクトに対しては融資を行わないこととなっている。強制力は持たないものの、地球環境問題への意識の高まりの中で、これに署名する金融機関は年々増加しており(注2)、今や全世界のプロジェクトファイナンスの実行残高の8割をカバーしていると言われる。当然、この原則に署名していない金融機関はプロジェクトファイナンスの世界では相手にされず、主幹事等格上でかつメリットあるステータスへの就任は難しくなる。

このような地球環境に直接大きな影響を及ぼすプロジェクト融資を巡る動きがある一方で、英国の The Co-operative Bank やオランダの Triodos Bank のような社会問題や環境に特化した先駆的銀行も誕生している。また独自に革新的な環境配慮方針を公表し実践している大手金融機関も多い。ドイツ銀行は「持続可能性」を銀行経営の中心におき、与信承認の際、貸出先の環境問題対応や社会的責任へのスタンスを評価し、仮に収益性が高くても環境配慮に欠けた案件には参加しないとしている。また Bank of America は、「当行の健全性は帰属する社会の健全性に依存している」と明言し、社会的使命として全業務において環境配慮を徹底させてゆくことを宣言している。また、環境配慮を経営理念や行動指針に取り入れるだけでなく、具体的な融資制度や商品設計等に反映させるという流れも見られる。

我が国金融機関においても、欧米の大手金融機関同様に地球環境への配慮を経営に融合させようとする動きが着実に進んでいる。また、自分の資産は環境配慮等自分の価値観にあった形で運用したいという個人投資家も現れてきており、環境配慮型商品の開発ニーズも増えている。こうした事情を背景に、CSR 室の設置、環境融資枠の設定や環境格付制度の導入、中小企業を対象とした ISO14001 認証登録を承認前提要件とする低利融資の実施等が、具体化されつつある。地球温暖化や炭素排出権等地球環境に関する、人々の危機意識はかつてないほどに高まりを見せている。自動車業界を始めとして日系メーカーでは地球環境問題を成長エンジンと捉え、商品開発で世界をリードする動きが見られる。そんな中で我が国の金融機関においても、グローバルに進行しつつある地球環境配慮の潮流に対して高い共感性を持ちつつ、一步踏み込んで環境金融を巡るの商品開発、イニシアティブの確立を主体的に実現してゆく力量が備われば、次代に向けた成長分野を切り開くことも可能となろう。

(注1) 赤道原則は、2003年6月に ABN Amro や Citibank 等の欧米主要金融機関が米国ワシントンに集まり、自発的に定めたプロジェクトファイナンス分野の環境・社会配慮基準である。この原則が誕生した背景には自然環境破壊阻止活動を展開している NGO

等の圧力がある。今回の改正で、従来 50 百万米ドルであった総コスト基準が 10 百万米ドルまで引き下げられ、各採択金融機関に対して進捗状況の年次報告が義務化された。

活動の詳細は The Equator Principle website; (<http://www.equator-principles.com/nk1.shtml>)
ご参照願いたい。

(注 2) 2004 年 12 月時点で 28 行であった参加行は現在 40 行まで増えている。この内、邦銀は三菱東京 UFJ 銀行、みずほコーポレート銀行、三井住友銀行の 3 行が参加している。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2006 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-Chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>